



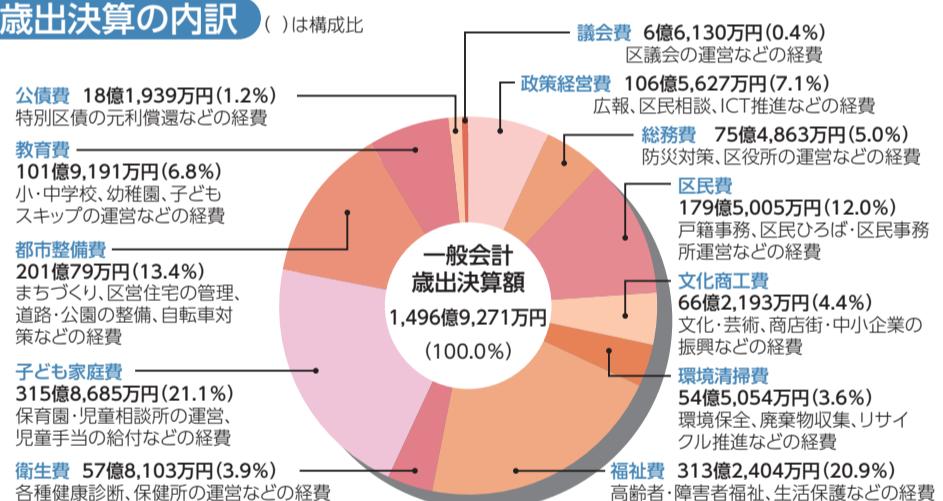
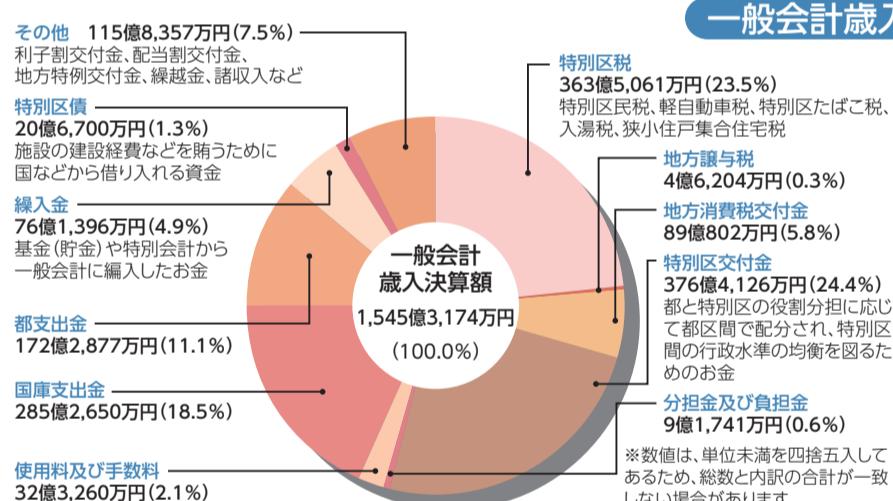
令和6年度 決算を認定

令和7年第3回定例会は、9月17日から10月24日までの38日間にわたって開会されました。今定例会では、令和6年度一般会計及び3特別会計決算等の審議が行われ、決算4件を認定したほか、区長提出議案16件を可決、議員提出議案1件を可決、報告1件を了承しました。

陳情は、2件を採択、9件を不採択、新たに6件を閉会中の継続審査としました。



決算特別委員会の様子



「豊島区議会を 皆様に知っていただくイベントに 関するアンケート」 にご協力ください

7年12月31日まで募集中です



左の二次元コードから
アクセスの上、
ザイトへ回答ください。

**地方消費者行政の維持・強化
のための対策を求める意見書**

豊島区議会は、国に対し、次の事項について強く要望する。

1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長し、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人物費にも充てることができるように交付金等の財政支援を早急に措置すること。

2 PIO-NET刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること

3 消費生活相談情報の聴取及びPIO-NET登録事務等国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務であつて、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

(衆・参議院議長・内閣総理・内閣府特命担当(消費者及び食品安全)・財務大臣あて)

児童の傍聴について

主な掲載内容

- | | |
|--------------------------|------------|
| 議案等の審議結果一覧 | 2面 |
| 区政のここが聞きたい
～一般質問(要旨)～ | 3～6面 |
| 常任委員会Q&A
決算特別委員会 | 7～8面 |

本会議は、オンラインにて、日本語と英語の二言語で開催されます。ライブ中継を行っており、また、会議の資料や動画を事後配信する予定です。

議会日程 (予定)



児童の傍聴について

○：可決等に賛成 ×：可決等に反対

議案等の概要と審議結果

番号	件名	概要	公明党	農林党豊島区議団	自民党	維新・無所属	日本共産党	立憲・れいわ	無所属元気の会	立憲民主	結果
認定第1号	令和6年度豊島区一般会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額: 1,545億3,173万6,948円 歳出決算額: 1,496億9,271万1,078円	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
認定第2号	令和6年度豊島区国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額: 313億2,427万 846円 歳出決算額: 301億3,969万2,476円	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
認定第3号	令和6年度豊島区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額: 77億1,360万2,766円 歳出決算額: 75億2,297万5,801円	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
認定第4号	令和6年度豊島区介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額: 221億3,547万8,938円 歳出決算額: 211億5,213万 332円	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
報告第6号	令和6年度決算における健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算における健全化判断比率を報告する。									了承
第59号議案	子育て部分休暇の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例	子育て部分休暇制度の拡充を行うことに伴い、関係条例について所要の改正を行う。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第60号議案	豊島区公契約条例	公契約に関し基本方針及びその他必要な事項を定める。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第61号議案	豊島区保健所の設置等に関する条例(一部改正)	保健所の位置を変更するほか、名称を改める。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第62号議案	豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(一部改正)	児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図る。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第63号議案	豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等(一部改正)	児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第64号議案	豊島区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	令和8年度から乳児等通園支援事業を実施することに伴い、必要な事項を定める。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第65号議案	東上線池袋~北池袋間における池袋大橋塗装替工事委託契約について	契約方法: 隨意契約 契約金額: 2億7,250万9,000円 契約の相手方: 東武鉄道株式会社	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第66号議案	千川中学校その他複合施設新築工事請負契約の一部の変更について	変更理由: 公共工事設計労務単価等の改定に伴う新労務単価等の運用に係る特例措置により契約金額を改める。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第67号議案	区民ひろば高南第二・高田介護予防センター全面改修工事請負契約の一部の変更について	変更理由: 工事内容の仕様及び施工数量の変更により契約金額を改める。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第68号議案	立教通り景観道路工事(第1工区)請負契約の一部の変更について	変更理由: 公共工事設計労務単価等の改定に伴う新労務単価等の運用に係る特例措置により契約金額を改める。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第69号議案	上池袋図書館大規模改修に伴う初度調査(第1次)書架他の買入れについて	買入れ方法: 希望型指名競争入札 買入れ価格: 1億934万円 買入れの相手方: 株式会社丸正商店	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第70号議案	区分建物の買入れについて	買入れ方法: 隨意契約 買入れ価格: 60億315万8,000円 買入れの相手方: 南池袋二丁目C地区市街地再開発組合	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第71号議案	保健所移転に伴う初度調査(第1次)中央実験台他の買入れについて	買入れ方法: 希望型指名競争入札 買入れ価格: 1億7,050万円 買入れの相手方: 株式会社丸正商店	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第72号議案	令和7年度豊島区一般会計補正予算(第3号)	補正予算額: △6億2,867万3,000円 補正後の額: 1,711億3,172万6,000円	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第73号議案	令和7年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)	補正予算額: 2億2,646万1,000円 補正後の額: 78億1,693万円	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
第74号議案	令和7年度豊島区介護保険事業会計補正予算(第1号)	補正予算額: 12億2,551万9,000円 補正後の額: 231億2,874万6,000円	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決
議員提出議案第11号	地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書	1面をご覧ください。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	可決

陳情の審議結果

7陳情第30号は、第3回定例会中に提出されたもので、令和7年第4回定例会で審査する予定です。

	公明党	都民ファーストの会・国民	自民党 豊島区議団	維新・無所属	日本共産党	立憲・れいわ	無所属元気の会	立憲民主	結果
5陳情第11号	公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5陳情第13号	自民党区議の政治資金規正法違反に関する陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成と除斥	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に賛成	継続審査
6陳情第7号	自民党豊島区議団による政治資金規正法違反の全容解明を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成と除斥	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に賛成	継続審査
7陳情第16号	国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付についての陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に反対	不採択に反対	不採択に賛成	不採択
7陳情第17号	国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについての陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
7陳情第18号	地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択
7陳情第19号	区営火葬場の新設を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続審査
7陳情第20号	公共施設内の労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に賛成	継続審査
7陳情第21号	消費税率引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
7陳情第23号	豊島区にバイク駐輪場を増やすことについての陳情	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択	採択
7陳情第24号	安心して医療を受けることができる社会を国に強く要望する陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
7陳情第25号	生活保護基準引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえた速やかな対応について意見書提出を求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に反対	不採択
7陳情第26号	飼い主のいない猫対策の地域協議会一覧の修正についての陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
7陳情第27号	飼い主のいない猫対策の協力病院一覧の修正についての陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
7陳情第28号	高際みゆき区長居住マンションの家賃を豊島区の税金で支払っている嫌疑に関する実態解明を求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	退席	不採択に反対	不採択に賛成	不採択
7陳情第29号	高際みゆき区長の公用車の目的外使用及び飲酒に関する問題の実態解明を求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	退席	不採択に反対	不採択に賛成	不採択
7陳情第30号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査

※取下げを承認した陳情……7陳情第7号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

7陳情第22号 不足額給付Ⅱにおける「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」の3つのケースについて給付の対象とするよう求める陳情



東京都道路整備事業推進大会に参加
10月21日、千代田区の砂防会館別館において開催された第36回東京都道路整備事業推進大会に、本区から、議長、副議長及び7名の議員が参加しました。道路整備の推進を求める宣言や、幹線道路ネットワークの整備推進等を要望する決議など、全ての議案が承認されました。



区政のここが聞きたい

第3回定例会一般質問(要旨) 9月24・25日



※本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び予算・決算特別委員会の録画映像を、区議会ホームページで公開しています。

誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向けて



西山 陽介
Komei Party



時代の先端をいく
豊島区をめざして



片岡 きよつこ
都民ファーストの会・国民



態調査・害虫対策の強化について、区の見解は。
7年度に実施したネズミの生息調査では敷地内の生息は確認できなかつたが、近隣に生息している可能性も踏まえ、拡散して工事を進める。今後近隣住民等から害虫・害獣の相談があつた場合には、保健所や施行事業者とも連携し丁寧に対応する。

- 令和6年度決算について
区の価値を高め、区民や企業に選ばれるまちとして持続可能な発展を遂げるための施策展開について、区長の考えは。

- 答 区の最高指針である「基本構想・基本計画」を実現することと確信している。実現に向けて公民連携で推進・展開していく。

- 保健・衛生政策について
条例改正について、民泊に起因する生活環境悪化防止のための区域や期間の制限、周辺住民との合意形成の担保やその実効性の確保、優良事業者を守る仕組みの検討状況は。

- 答 住居専用地域等での新規届出制限、周辺住民へ事前説明会実施等のルール強化を改正案に盛り込んだ。優良事業者については、改正後の運営状況等を見定め認証制度等の検討を行う。



● 再開発とエリマネについて
区の再開発におけるシェルター機能を貢献要素とする可能性について、認識は。

- 答 国の整備方針に基づき、都市再生プロジェクトにおける地域貢献としてシェルター機能に係る計画等が提案された場合は、貢献要素として取り扱うことができるものと考える。

況を踏まえた交付額の改定に向け検討する。



福祉タクシー券の制度設計変更を

て、区の見解は。
7年度に実施したネズミの生息調査では敷地内の生息は確認できなかつたが、近隣に生息している可能性も踏まえ、拡散して工事を進める。今後近隣住民等から害虫・害獣の相談があつた場合には、保健所や施行事業者とも連携し丁寧に対応する。

- 答 駒込フラット解体工事における騒音・振動対策及び影響を最小化するための具体的な措置やクレームへの対応は。

- 再開発とエリマネについて
区の再開発におけるシェルター機能を貢献要素とする可能性について、認識は。

- 答 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充を進めていただきたい。区の考えは。

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 学校建替について
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

- 答 7年10月から区事業の利用時間上限を現行の144時間から288時間へ拡充する。

- 駒込のまちづくりについて
染井第二コミュニティ広場の再整備を機として、新たな愛称を付けられなか。

- 答 他事例もある。地元で愛される場所となるよう愛称で呼ばれることを妨げるものではない。

- 駒込のまちづくりについて
駒込フラット解体工事前の害虫・害獣の調査・駆除及び近隣への被害防止体制は。また、衛生環境の現状把握及び被害実

●市街地再開発事業について
問 國土交通省の事務連絡によつて、明らかになつた4点に対する私の理解と、今後の区の向き合い方の変化は。

次世代の人たちが
誇れる豊島区を目
指して!



ふるぽう 知生
維新・無所属



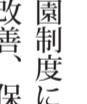
答 ①は、行政としての説明責任を果たさなければならぬと考えている。②、③は、見込みのとおりと考える。④は、公共

●市街地再開発事業について
問 国土交通省の事務連絡によつて、明らかになつた4点に対する私の理解と、今後の区の向き合い方の変化は。

次世代の人たちが
誇れる豊島区を目
指して!



ふるぽう 知生
維新・無所属



答 ①は、行政としての説明責任を果たさなければならぬと考えている。②、③は、見込みのとおりと考える。④は、公共

問 全国学力・学習状況調査における区の子どもの学力の現状について、結果と評価、課題は。

答 区立小・中学校とともに、国語・算数(数学)・理科の3教科全ての平均正答率が全国及び都の平均正答率を上回つてゐる。一人一人に応じたきめ細やかな学習指導を更に充実させなければならぬと認識している。

問 児童・生徒の資質・能力を高めるための施策やプログラム展開、タブレットを活用した学

問 ハトへの給餌による迷惑行為の実態把握方法と対応策は。また、近年の相談件数の推移は。

答 区民からの苦情申立てにより把握し、公園巡視員によるパトロール等で対応。苦情件数は4年度31件、5年度43件、6年度63件、7年度8月末時点10件。

問 「ハト等への給餌による被害防止条例」の制定を提案する。

答 現時点では直ちに条例の制定は考えていない。今後の苦情等の動向を注視していく。

●子どもたちの学力向上について

問 「考える会」による活動の目的と区民や子どもの声の反映方法は。また、活動の様子や今後の取組と方向性は。

答 区内初となるスポーツ施設との一体的整備に向け、考える会委員からの意見に加え、子どもワークショップの開催や対象を限定しないWebアンケートの実施等、新しい企画に精力的に取り組んできた。今後、多方

面からの声を考える会で共有し、新しい施設整備に活かしていく。

問 新学校改築の財源確保策は。

答 空蝉橋から大塚駅までの歩道の安全・安心、バリアフリー化について区の考えは。

問 交通管理者と協議しながら、具体的な幅員構成の在り方につ

て

●JR大塚駅周辺の整備について

問 民泊条例改正の方針は。

答 これまで以上に指導・監督

を徹底し、住宅宿泊事業が適正に運営されるよう取り組む。

問 ●再開発について

問 國土交通省事務連絡「市街地再開発事業等の関連要綱の一部改正」による区への影響は。

問 保育士の待遇改善・保育士確保の支援を

●再開発について

問 国土交通省事務連絡「市街地再開発事業等の関連要綱の一部改正」による区への影響は。

問 東池袋一丁目や南池袋二丁目C地区再開発について、追加の補助はすべきでない。今後の再開発事業において区の指導監督責任が強化されることになる。

問 これまでの案件は国からの追加財政支援を活用し、事業を推進する。再開発が着実に実施できるよう、事業者への指導・監督をより的確に行つていく。

問 保育士の待遇改善・保育士確保の支援を

●保育について

問 保育について

としま区議会だより

年数名程度各課に配置していく。



9月の障害者雇用支援月間ポスターでは、オフィスサポートセンターについて周知

問 精神障害者の生活・就労の実態把握方法は、就労相談窓口の一本化やコーディネーター強化を行う考えはあるか。作業所支援や公共調達を通じた障害者の就労機会拡大をどう進めるか。当事者への対応支援は。

答 相談や調査、協議会で実態把握に努めている。就労相談窓口一本化の考えはないが、各窓口の連携による対応強化を行う。作業所支援は区の方針に基づき把握に努めている。就労相談窓口一本化の考えはないが、各窓口の連携による対応強化を行う。

問 南地区)の空き家活用による若者の居場所創出事業の今後は。新たに大規模な物件の提示を受け、複数のNPO法人による活用で来夏運営を目指す。また他エリアでの展開に向け、遊休物件提供の呼びかけを行つた。

答 新たに大規模な物件の提示を受け、複数のNPO法人による活用で来夏運営を目指す。また他エリアでの展開に向け、遊休物件提供の呼びかけを行つた。

問 染井よしの町会が、町会活動に参加する人の迎え入れ手法として、呼ばれたい名前の名札を付ける等の工夫を取り入れて

いるが、全町会に広めては。

●持続可能なまちづくりについて

問 世田谷区の事業「おでかけひろば」のように、地域住民がボランティアでなく働いて地域のみを検討してはいかがか。



答 区民ひろばの一部でNPO法人運営をしており、まさに住民がボランティアでなく働きながら地域コミュニティの活性化を担っている。今後も他自治体の先行事例を参考し研究する。

●防災・震災対策について

問 災害対策基本法及び災害救助法に「被災者に対する福祉的支援等の充実」が明記されたことについて、区の見解は。

答 若年層等の町会活動への参

●防災・震災対策について

問 災害対策基本法及び災害救助法に「被災者に対する福祉的支援等の充実」が明記されたことについて、区の見解は。

答 先進自治体としてのアピール等のメリットはあるが、安全性や公正性、システムの信頼性、コスト等の課題があり、現時点では時期尚早であると考える。

●安心して住み続けられる街づくりについて

問 旅館業法施行条例改正や旅館業手引書作成、一部屋旅館開業前の説明会開催の制度化、営業従事者や管理責任者常駐の仕組み導入について、区の見解は。

答 法改正の趣旨を踏まえ、救援センターにおいて、避難者数やトイレ、テント等の運営状況や、避難者のニーズを正確に把握し、避難者への迅速な情報提供を通じ、良好な生活環境の確保と、一人一人に寄り添つた見

●内部統制制度について

問 リスク報告件数が減少しない、個人情報の紛失等重大な事案も発生、監査で同様の指摘・指導が複数年にわたるような状況が発生する理由は。

答 一定額未満の契約等は主管課で処理するため。またマニュアルの習熟度の差や、組織的なチェック体制の不備があるため。

●企業支援について

問 都民アーストの会・国民

答 特別区長会を通じて支援員の報酬額引上げを国に要望している。引き続き国の政策動向を注視し、要望を続けていく。

●安心して住み続けられる街づくりについて

問 旅館業法施行条例改正や旅館業手引書作成、一部屋旅館開業前の説明会開催の制度化、営業従事者や管理責任者常駐の仕組み導入について、区の見解は。

答 法改正の趣旨を踏まえ、救援センターにおいて、避難者数やトイレ、テント等の運営状況や、避難者のニーズを正確に把握し、避難者への迅速な情報提

●企業支援について

問 都民アーストの会・国民

答 特別区長会を通じて支援員の報酬額引上げを国に要望している。引き続き国の政策動向を注視し、要望を続けていく。

●多彩な文化の街づくりについて

問 本区でのバリアフリー演劇の実施を要望するが、いかがか。

答 先進事例を参考しながら、としま未来文化財団や障がい者

